

基本構想

序論	
[第1章] 計画策定の概要	7
[第2章] 本市の現状	14
本論	26



第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

現在、本市は、地方創生をテーマとした「まち・ひと・しごと創生^{*1} 元気な筑後市創造戦略（2015-2019）」（以下、「創造戦略」という。）を包括した「第五次筑後市総合計画（2017-2019）」を指針とし、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていますが、2019（平成31）年度をもってその計画期間を終了することから、引き続き、本市の行政経営の指針として「第六次筑後市総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 策定の基本姿勢

本計画は、以下の点を基本に策定しました。

（1）行政経営の指針となる計画

各部署の責任と権限において自律的に政策を推進する仕組みを実現するための、全庁的な行政経営の指針となる計画づくりを目指します。

（2）選択と集中

厳しい財政状況を踏まえ、施策推進にあたっては選択と集中を図ります。

なお、基本事業階層で重点分野を設定し、限られた資源の有効活用を図ります。

（3）地方版総合戦略を包含した計画

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に基づく地方版総合戦略を包含した総合計画とします。

（4）市民参画

市民とまちづくりに対する課題や目標を共有するため市民から意見を聴き、計画への反映に努めます。

（5）分かりやすい計画

分かりやすく、親しみやすいものとするため、記述内容、構成、表現方法などを工夫します。

（6）経営計画の周知と浸透

全政策分野の内容を含んだ総合計画冊子を必要部数作成します。また、職員には担当政策分野の指標（めざす目標）と本市の重点分野を常に意識してもらうことが必要であるため、

用語解説

^{*1} まち・ひと・しごと創生 : 国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成や地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業機会の創出の一体的な推進。

抜き刷り冊子を作成します。

市民への周知については、計画期間で特に注力する点や変化する点を中心に概要版を広報紙の増ページとして作成し、全世帯配布を実施します。

3. 計画の構成と期間

将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性等を階層に分けて記載することで、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、第五次と同様、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とします。

(1) 基本構想

本市が目指す将来像、人口の将来展望、土地利用構想を定め、まちの^{すうせい}趨勢を示す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。

計画期間は、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえるとともに、一定の普遍的な視野に立ったものとするため、7年間（次期計画以降は8年間で想定）とします。

なお、これまで計画ごとにその時代に合わせ微妙に変化をさせながら定めてきた将来像ですが、本来普遍的であるべきものという考え方から、本計画より1984（昭和59）年に制定した市民憲章に謳った市民が願う都市像とし、次期計画以降も引き継ぐこととします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を踏まえて、中期的なまちづくりの方針を実現するための施策別計画を定めるもので、成果指標を用いながら「見える化」を図り、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえるため、4年間（ただし、第六次前期計画については、市長任期の関係で3年間）とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画の重点分野の目標を達成するため実施する具体的な事業展開のロードマップを定めるものとします。

計画期間は、基本計画の終了年次に合わせた4年間（ただし、第六次前期計画については、3年間）とします。

ただし、事業費や実施手法等については、事務事業評価結果及び財政状況を踏まえ、毎年見直すものとします。

＜市長任期と策定期間を含めた構成の期間＞

年度	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
市長任期	第16代	第17代			第18代			第19代			第20代			
基本構想				策定	第六次						策定	次期		
基本計画		策定	第六次・前期							策定	次期			
					策定	第六次・後期							策定	
実施計画		策定	第六次・前期		見直し	策定	第六次・後期		見直し	策定	次期		見直し	策定
			見直し	見直し		見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	策定
総合戦略		策定	第二期		見直し		策定	次期		見直し				

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

人口ビジョン

総合戦略

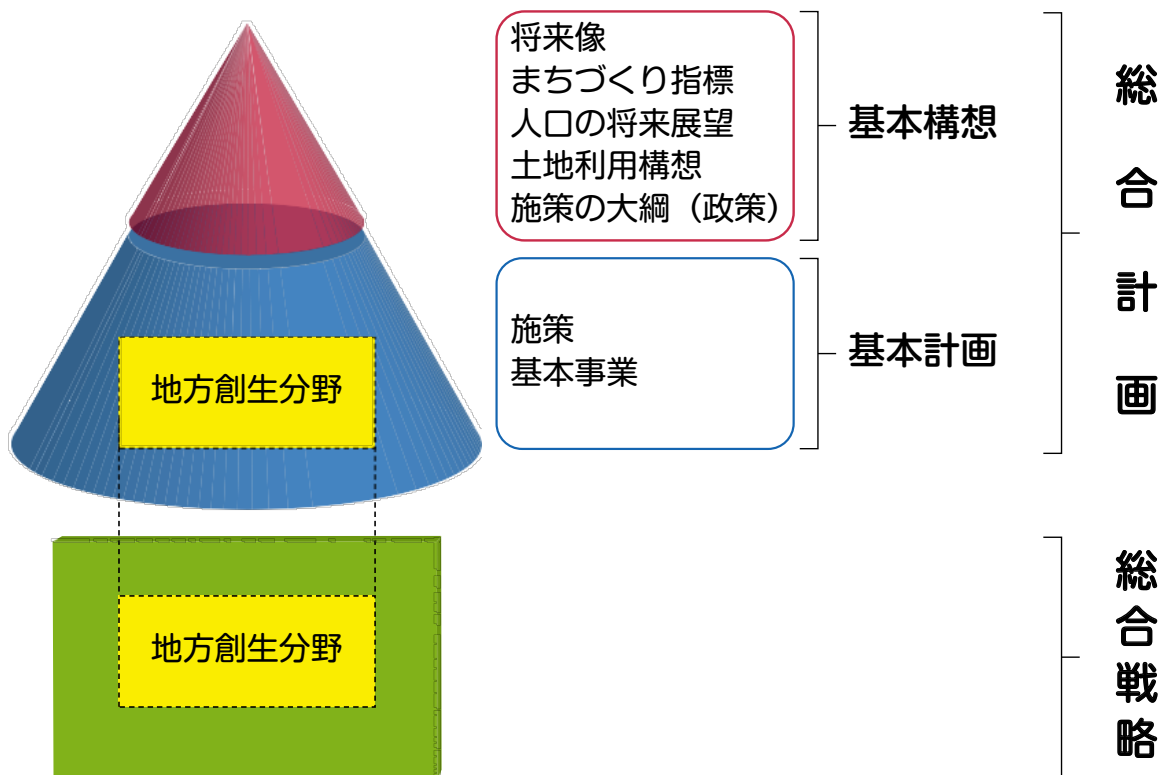
資料編

4. 総合計画と総合戦略との関係

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画です。一方、総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としているため、総合計画と比較すれば、その政策範囲は限定されます。

このため、総合戦略は、本計画を踏まえたうえで、まち・ひと・しごと創生に資する特定の施策に特化した戦略として位置付けるとともに、総合計画の「成果指標」と総合戦略の評価指標である「基本目標」や「KPI^{*1}」の整合を図ることで、一体的に推進していきます。

総合計画の中で示している地方創生分野（まち・ひと・しごと創生に資する基本事業）を、目指すべき将来の方向として定める5つの基本目標^{*2}に沿って体系付けたものが総合戦略となります。



用語解説

^{*1} KPI : 「Key Performance Indicator」の略。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する重要業績指標。

^{*2} 5つの基本目標 : ①～ちくごで働く～ 希望をかなえる雇用の場を確保する、②～ちくごにひとを呼ぶ～ 筑後市への新しい人の流れをつくる、③～ちくごで育てる～ 安心して子どもを産み、育てられるまちをつくる、④～ちくごを愛する～ 豊かな心を育み、筑後市に愛着を持つ人材を育てる、⑤～ちくごで暮らす～ 安全・安心で活力のあるまちをつくる。

5. 総合計画の実現に向けて

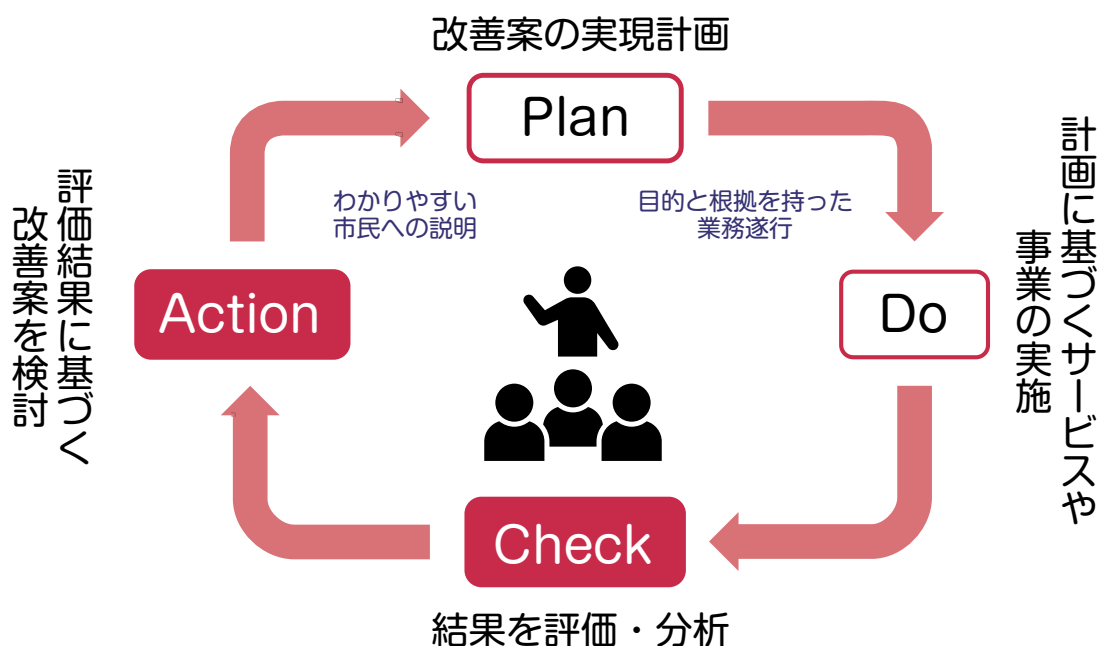
本市では、少子高齢社会の中、限られた行政資源で本計画に掲げた市の将来像を実現させるため、これまでの「行政評価」と「予算編成」、「人事制度」の仕組みを再構築した「行政経営システム」を実施しています。

行政経営システムでは、「職員一人ひとりの知恵と行動による持続可能な行政経営～『前例踏襲でない』『先送りしない』『政策目的を意識して』～」を基本理念とし、「成果志向」、「PDCA サイクル^{*1}」、「選択と集中」、等を基本方針としています。

「成果志向」では、組織・職員が、施策等の「活動」ではなく「成果」を志向することで、効果的・効率的な施策等の推進を図ることとし、「PDCA サイクル」では、施策等の目標管理でCheck（評価）とAction（改善）に重きを置いたPDCAサイクルを実践することで、施策等の目標達成、業務改善を図ることとしています。また、「選択と集中」では、行政ニーズの高い基本事業から選定した重点基本事業に行政資源を集中させることで、効果的・効率的な施策等の推進を図ることとしています。

これらの基本方針に加え、トップマネジメント^{*2}・職員の政策形成能力・管理部門の連携を強化し、総合計画の実現に向け取り組みます。

<行政経営システムのPDCAサイクルのイメージ>



用語解説

- ^{*1} PDCA サイクル : 「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善させる手法。
- ^{*2} トップマネジメント : 基本方針の決定をはじめ、経営計画の策定や組織管理、調整、統制など経営に関する総合的役割と最終責任を担う人物や機関。

6. 時代潮流

◆ 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、2008（平成 20）年をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」（出生中位・死亡中位）によると、2060（令和 42）年の総人口は約 9,300 万人まで減少すると見通されています。また、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は 28.1% [2018（平成 30）年 10 月 1 日現在] と最高を記録し世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しています。

未婚化・晩婚化や女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景とした少子化と健康志向や医療技術の進歩などによる高齢化の進行が、労働力の減少や経済活力の低下をもたらす一方で、年金や医療、介護などの社会保障費が増加し、社会経済構造へ深刻な影響を与えています。

このため、安心して子どもを産み育てられる環境の充実、安定した雇用環境の確保、健康寿命の延伸に向けた取り組みや地域で支え合う仕組みの構築など、人口減少や少子高齢化の進行をできる限り緩やかにしていくための対応が求められます。

◆ 自然災害の深刻化、安全・安心に対する意識の高まり

2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災や、2016（平成 28）年 4 月の熊本地震、2017 年（平成 29）年 7 月の九州北部豪雨など、全国各地で地震や局地的集中豪雨による洪水や土砂災害が発生しています。これら自然災害への対応として、建物の耐震性の向上、緊急物資の備蓄などに加えて、市民と行政とが連携を密にして準備や訓練を行うなど地域全体の防災力を高める必要があります。

さらに、安全安心な暮らしを脅かすものは自然災害に限らず、犯罪・テロ・交通事故・個人情報漏えい・感染症・食品問題など多岐にわたっています。こうした状況に対し「自助・共助・公助」のそれぞれの対応力を高めるとともに、相互の連携体制の強化を図り、安全で安心なまちづくりに取り組む必要があります。

◆ 環境問題への対応とSDGs^{*1}の推進

温暖化をはじめとして、地球規模での環境問題が深刻化しており、2015（平成 27）年の国連サミットでは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの持続可能な開発目標（SDGs）が示されています。これは、全世界共通の目標であり、各地域や個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取り組みを進めることが求められます。

用語解説

*1 SDGs

：「Sustainable Development Goals」の略。2001（平成 13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継。17 のグローバル目標と 169 のターゲットからなる。



◆ 社会資本整備と老朽化対策

高度経済成長期に整備された多くの公共建築物（ハコモノ）や道路、橋梁、公園、下水道などの社会資本（インフラを含む公共施設等）が一斉にその更新時期を迎えつつあります。今後、厳しい財政状況が続くなか多額の費用負担に対処するため、地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化を考慮し、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことが必要とされています。

◆ 国際化(グローバル化)の進展と多文化共生社会

政治・経済・文化などあらゆる分野において、これまでの国や地域という垣根を越えて、様々な活動が展開される国際化が進んでいます。特に、経済においては、国際的分業の進展、企業の海外進出に加えて、更に規制緩和が進むことで国境を越えた競争が激化することが予想されます。

一方で、交通・物流・飲食・宿泊・社会福祉サービスなど地域密着型のローカル産業は先進国比でも労働生産性が低く、人材確保と技術革新が課題となっています。

また、留学や技能実習等の資格で在留する外国人や一時的に滞在する訪日観光客は何れも増加傾向にあり、入管法改正による更なる増加が見込まれます。外国人が地域社会において支障なく生活していける多文化共生のまちづくりが求められています。

◆ 一億総活躍社会の実現と働き方改革

人生100年時代を見据え、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会を構築するため、国は、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を目的とする一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めています。

これに関連して、2018（平成30）年7月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」が公布されました。今後は、長時間労働の是正、子育てや介護をしながら働くことができる環境の整備など、働く人が個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を自分で選択できる社会を目指していく必要があります。

◆ 新たな時代の幕開け ～ Society5.0時代 ～

Society5.0とは、「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会のことです。IoT^{*1}、ロボット、人工知能（AI）^{*2}、ビッグデータ^{*3}といった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく人間中心の豊かな社会（Society）を実現するために、既に様々な分野で技術革新や環境整備が進められており、私たちの生活や仕事にも今後大きな変化が起こることが予想されます。

用語解説

*1 IoT	: 「Internet of Things」の略。様々な物がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。
*2 人工知能（AI）	: 「Artificial Intelligence」の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもの。
*3 ビッグデータ	: 一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。

第2章 本市の現状

1. 本市の概況

本市は、福岡県南部の筑後平野のほぼ中央部に位置し、北は久留米市、東は八女市、南はみやま市、西は大木町に隣接しています。市域は東西7.5km、南北8.2km、総面積は41.78 km²となっています。

また、本市は、中央部を JR 鹿児島本線及び九州新幹線が南北に縦断しており、在来線の羽犬塚駅、西牟田駅及び筑後船小屋駅の3駅と、九州新幹線筑後船小屋駅の1駅を有しています。

JR 鹿児島本線、九州新幹線と並行して国道209号が走り、市の中央部を東西に走る国道442号（バイパス）と交差し、東部には九州自動車道が南北に走っています。八女市との境に八女ICがあり、交通の要衝となっています。また、県営筑後広域公園やHAWKSベースボールパーク筑後などがあり、スポーツやレクリエーションなどを目的に多くの人々が訪れる憩いの場となっています。

地形は、東部から西部に向かって緩い傾斜を持った標高5～40mの平坦地となっています。市域の南には、一級河川の矢部川が西に流れ有明海に注いでおり、これと並行して花宗川と山ノ井川が中央部を横断しています。さらに、小規模な河川や水路が市域全体を網の目状に流れています。

表層地質は、北東部の台地に「表土+砂れき+岩盤」が見られるほか、台地の南側の沖積層に泥層を主とした地域が広がっていますが、大半は砂層を主とする地域によって構成されています。

本市の気候は、西九州内陸気候区のうち有明海型気候区に属しており、有明海からの南西風の吹き込みが多く、比較的温暖で穏やかな気候となっています。

梅雨期の6月に降水量が多く、夏季は高温多湿の時期が続く場合があります。

藩政時代（江戸時代）は、久留米藩に属し、南部は矢部川を境にして立花藩に接していました。羽犬塚は薩摩街道（坊津街道）の宿場町として栄え、参勤交代の大名行列等で賑わったと伝えられています。

近代では、1888（明治21）年の県道（旧国道442号）開通及び、同年の九州鉄道羽犬塚駅（現JR羽犬塚駅）開設により、交通の要衝を担ってきました。

1954（昭和29）年4月1日に「町村合併促進法（昭和28年法律第258号）」に基づき、八女郡羽犬塚町、水田村、古川村、岡山村の一部が合併し本市が誕生しました。その後、三潴郡西牟田町、八女郡下広川村の一部を編入した後、旧西牟田町の一部を三潴郡へ分離して現在に至っています。

2. 人口・世帯の推移

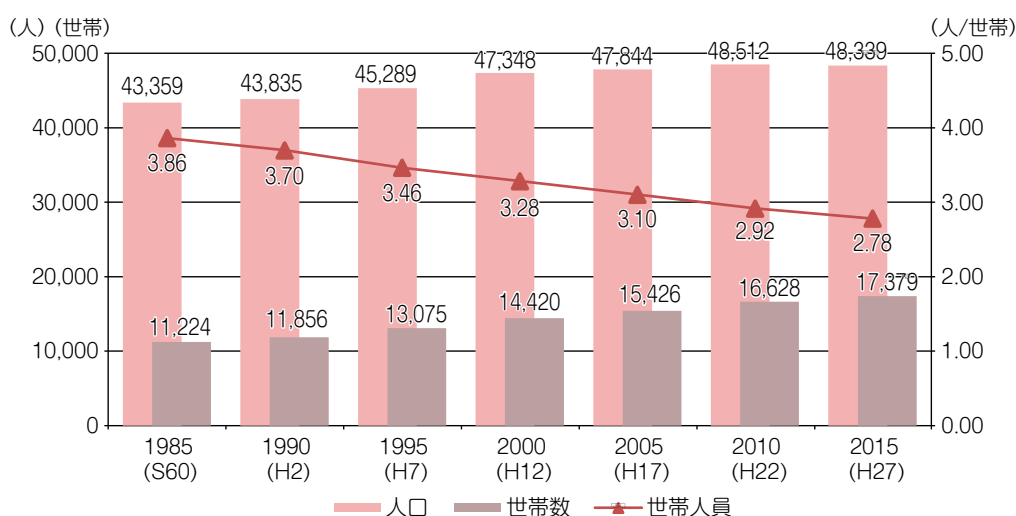
国勢調査では、2010（平成 22）年まで人口は増加基調でしたが、2015（平成 27）年は 48,339 人と、前回より 173 人の減少となっています。

世帯数については、核家族化や単身世帯の影響により、増加となっています。その影響で世帯人員は、1985（昭和 60）年より 1.08 人減少し、2.78 人となっています。

住民基本台帳では、中学校 3 区別の人口について、2019（令和元）年は 1990（平成 2）年より、筑後中学校区は約 8%の減少、筑後北中学校区は約 23%、羽犬塚中学校区は約 31%の増加となっています。

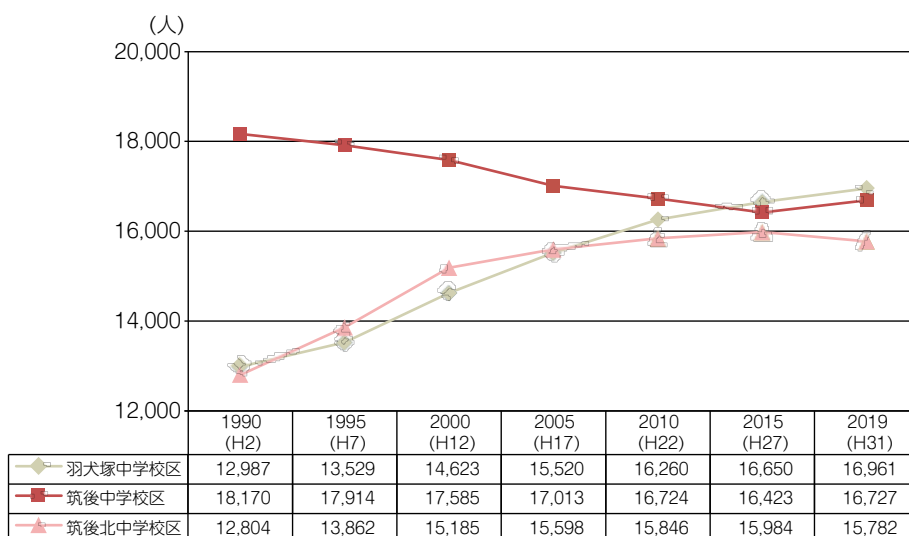
■ 総人口・世帯数・1世帯当たり人数の推移

出典：総務省「国勢調査」



■ 中学校 3 区別総人口の推移

出典：市「住民基本台帳」各年 9 月末日現在



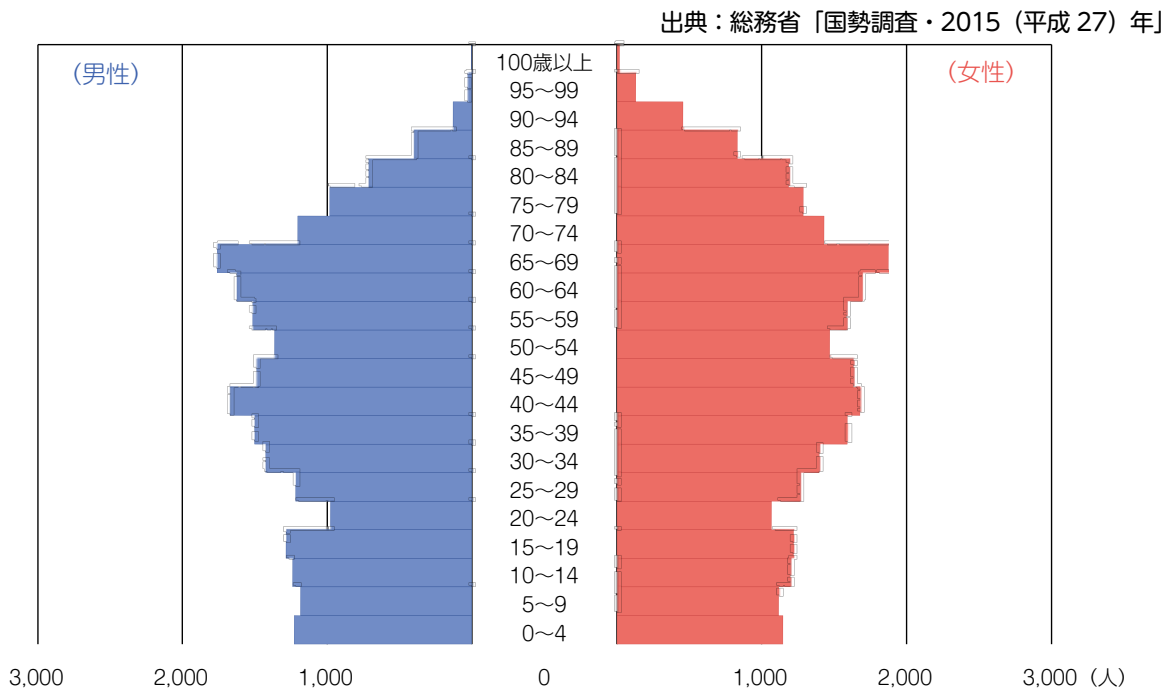
3. 年齢構成

本市の年齢別人口構成は、男女ともに「団塊の世代」を含む60～69歳の人口が多くなっており、少子高齢化の構造となっています。

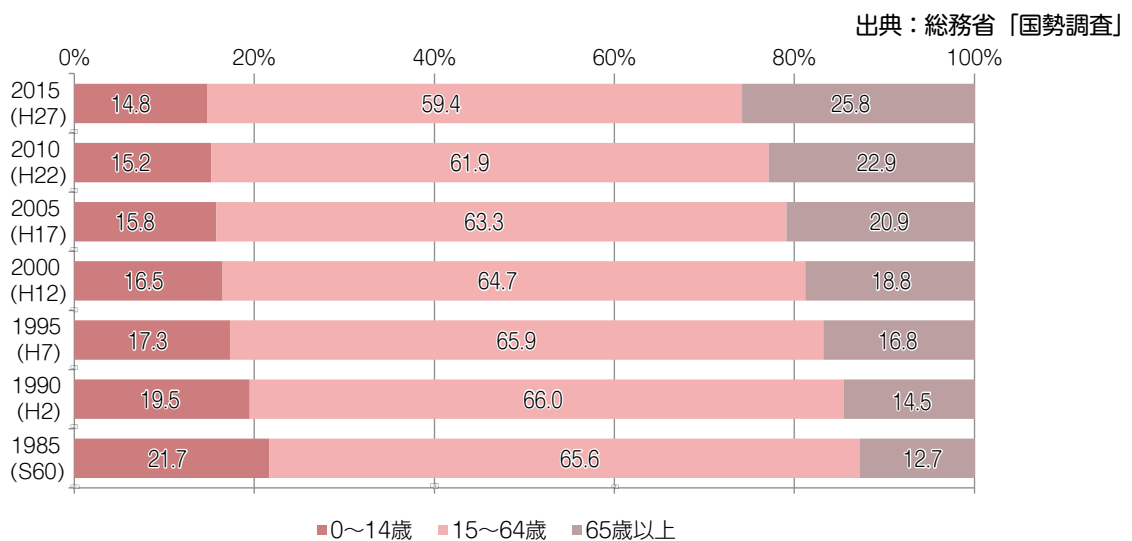
2015（平成27）年の年齢3区分別人口構成は、年少人口（14歳以下）が14.7%、生産年齢人口^{*1}（15～64歳以下）が59.3%、高齢人口（65歳以上）が25.8%となっています。

また、1985（昭和60）年と比べると、年少人口及び生産年齢人口の割合は6～7ポイント減少し、高齢人口の割合は2倍となっている状況です。

■ 年齢別人口構成



■ 年齢3区分別人口構成の推移



用語解説

^{*1} 生産年齢人口

：国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口。

4. 産業の状況

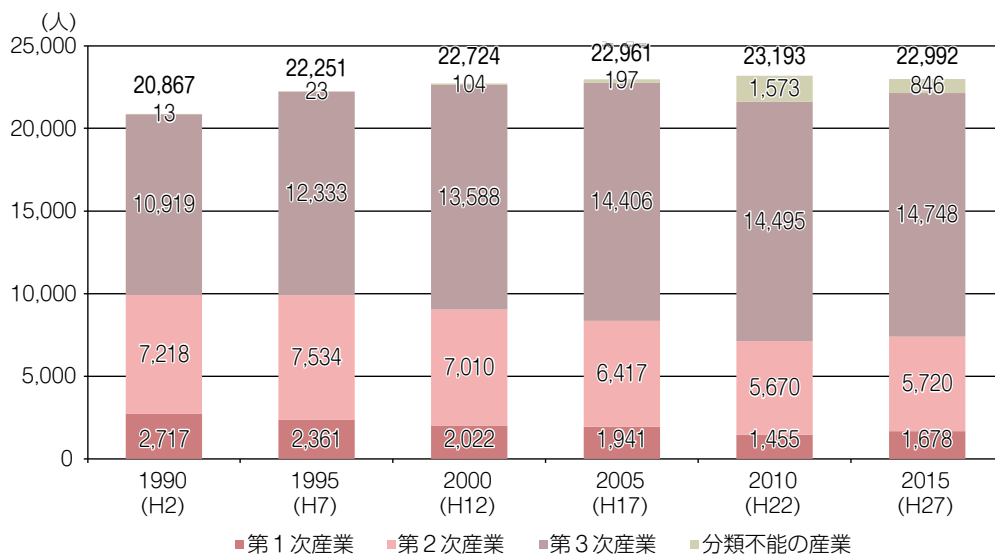
(1) 就業人口

本市の2015（平成27）年の就業人口は、22,992人で、1990（平成2）年と比べると、2,125人増加しています。また、構成比は以下の傾向が見られます。

第1次産業（農林水産業）	5.7ポイント減で、7.3%（1,678人）
第2次産業（製造業等）	9.7ポイント減で、24.9%（5,720人）
第3次産業（商業・サービス業等）	11.8ポイント増で、64.1%（14,748人）

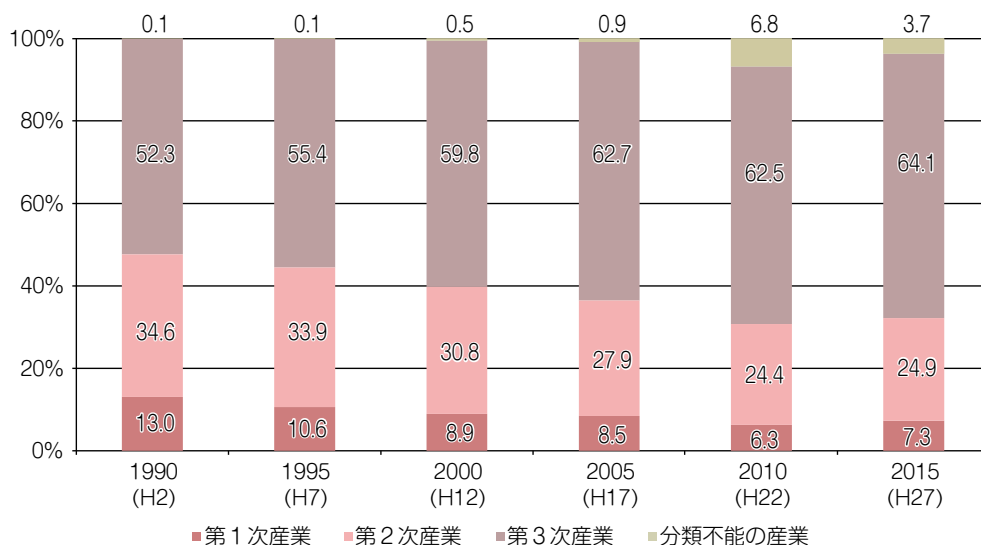
■ 産業3区分別就業人口の推移

出典：総務省「国勢調査」



■ 就業人口の構成比の推移

出典：総務省「国勢調査」

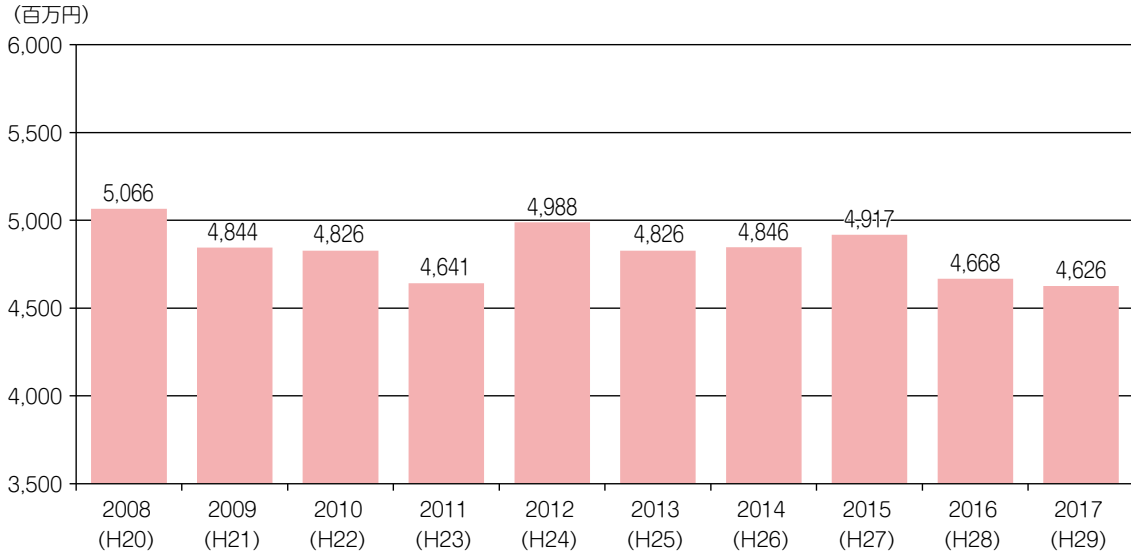


(2) 農業

農業所得は気候の影響等の外部要因の影響を受けやすいこともあり、年度ごとに上昇下降を繰り返しています。2008（平成20）年から2017（平成29）年の10年間は、46～50億円の間で推移しています。

■ 農産物販売高の推移

出典：JAふくおか八女資料

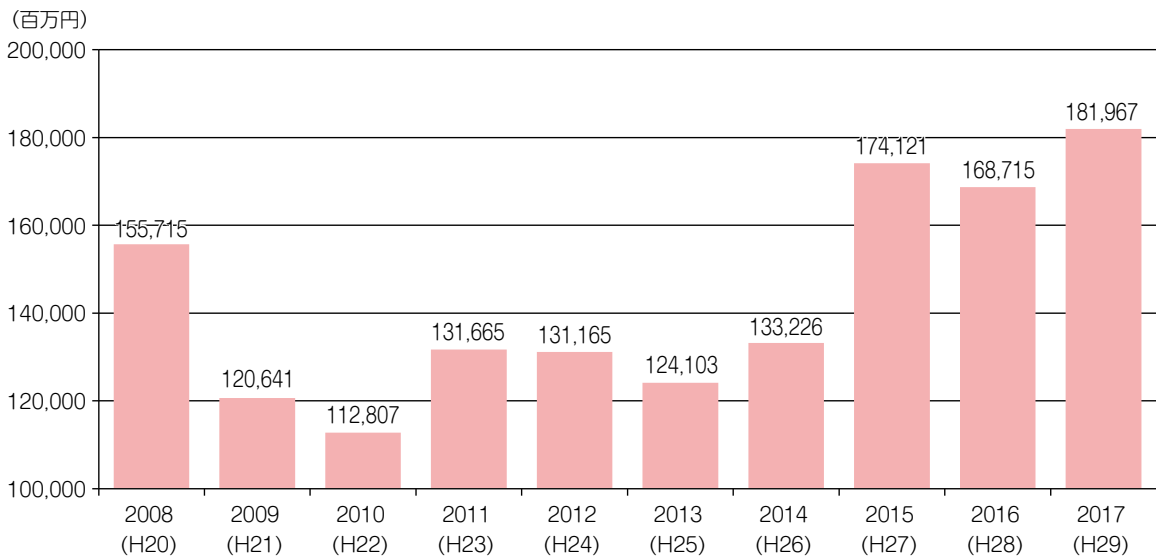


(3) 工業

製造品出荷額は、2008（平成20）年のリーマン・ショック^{*1}といわれる世界同時経済不況以降、約300億円減少しましたが、2015（平成27）年以降回復し、2017（平成29）年は1,800億円を超える額となっています。

■ 製造品出荷額の推移

出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省「経済センサス・活動調査」



用語解説

*1 リーマン・ショック

：2008（平成20）年9月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破たんしたことによる世界的な金融危機や不況。

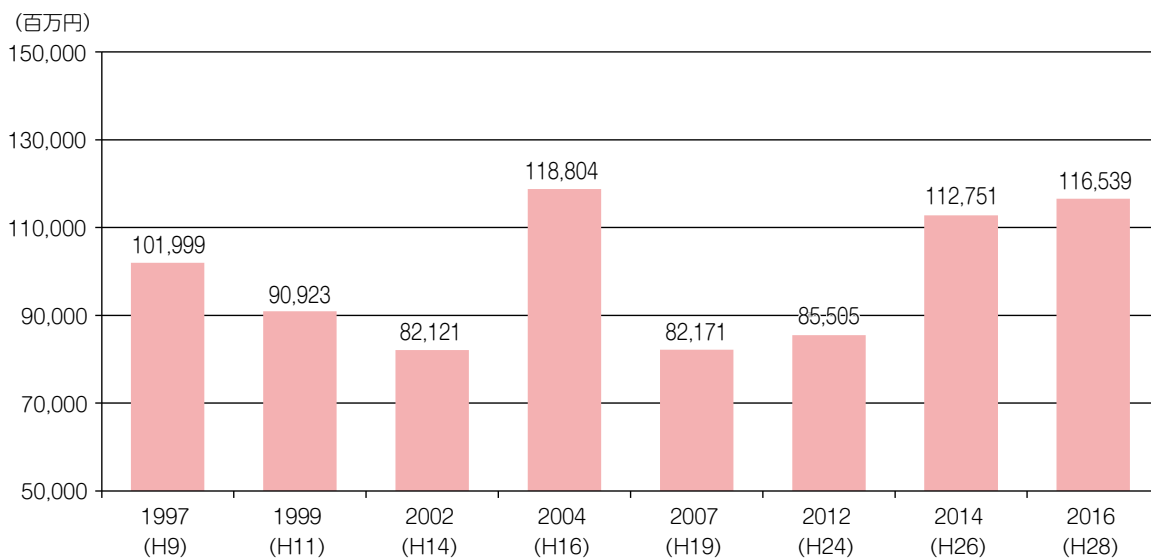


(4) 商業

商品販売額は、2007（平成 19）年には、821 億円でしたが、2014（平成 26）年以降は、約 300 億円増加し、1,000 億円台となっています。

■ 商品販売額の推移

出典：経済産業省「商業統計調査」、総務省「経済センサス・活動調査」

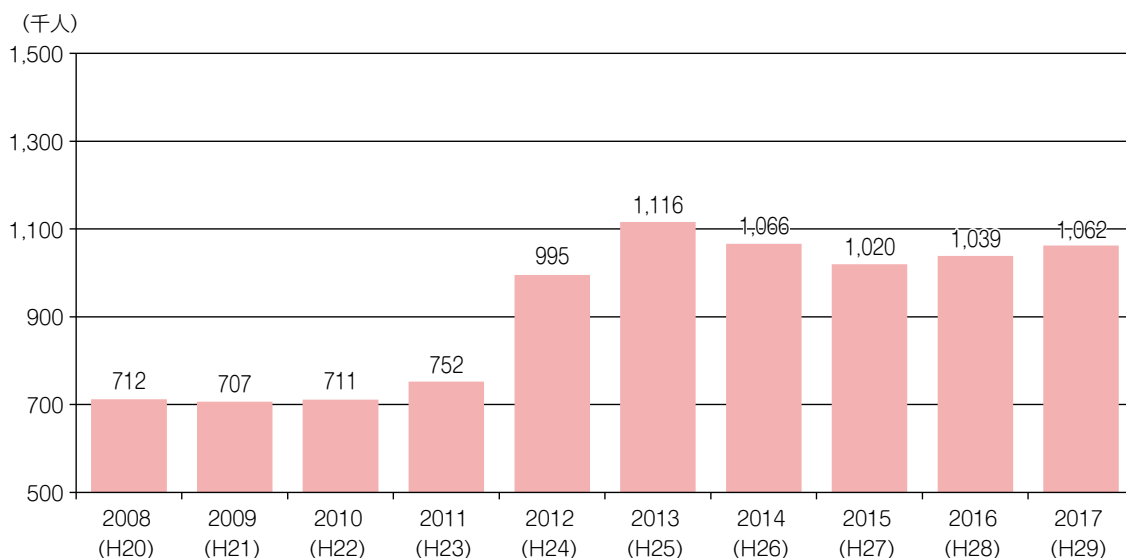


(5) 観光

2011（平成 23）年までは 70 万人台で推移していましたが、2013（平成 25）年以降は、100 万人台を超える数となっています。

■ 観光入込客数^{*1}の推移

出典：福岡県「観光入込客推計調査」



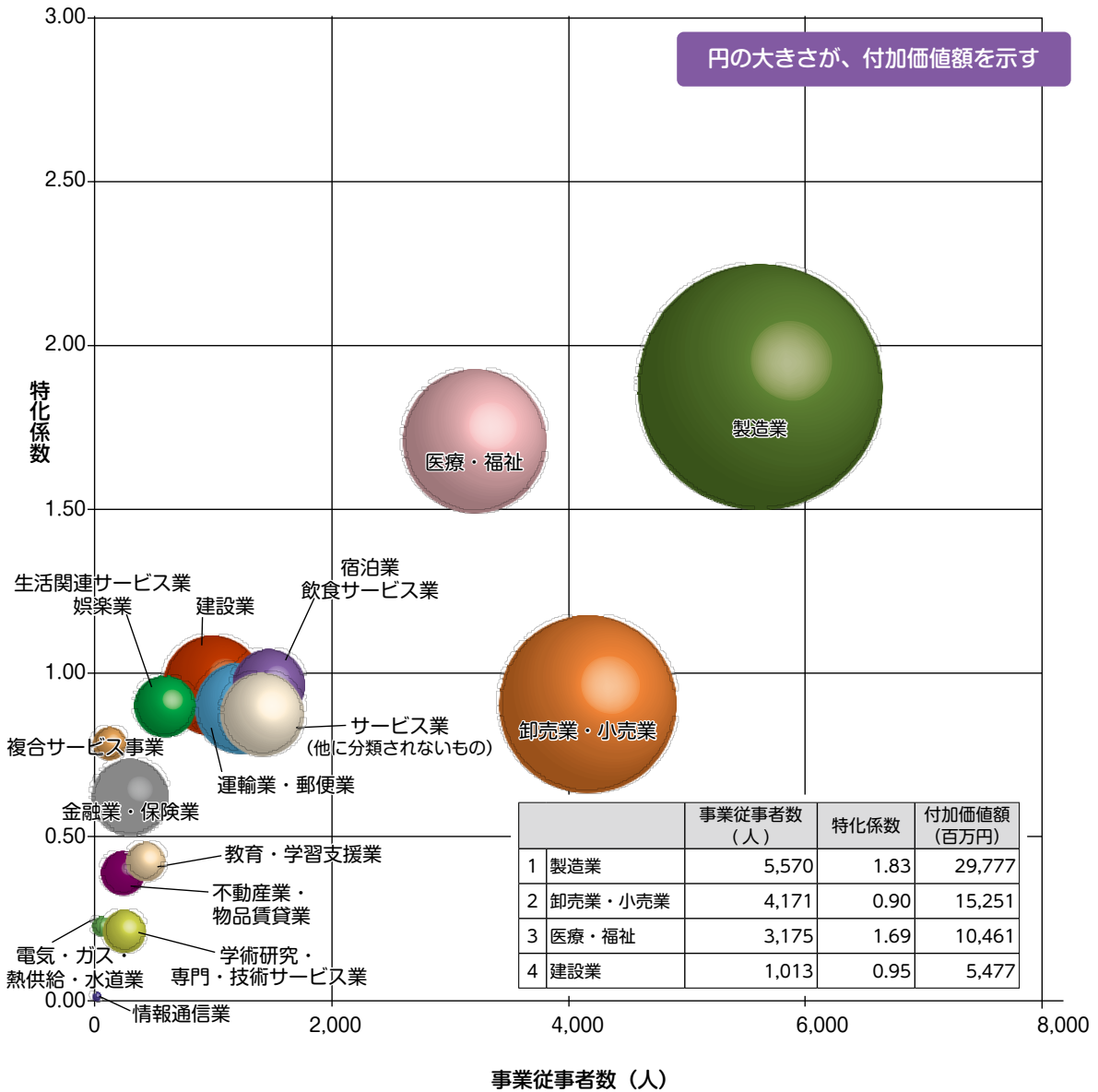
用語解説

^{*1} 観光入込客数

：日常生活圏域以外の場所へ訪れ、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない人の数。

5. 経済構造の特徴

本市の経済構造の特徴としては、製造業が雇用、付加価値（税込）、全国の占有率（特化係数^{*1}）でも大きな貢献をしています。次いで、卸・小売業、医療・福祉分野が雇用、付加価値額^{*2}で貢献しています。



出典：総務省「平成28年経済センサス・活動調査」

用語解説

^{*1} 特化係数 : 産業の業種構成などにおいて、その構成比の全国比をいい、業種構成の全国との乖離を示し、地域で卓越した業種を見る指標。

^{*2} 付加価値額 : 事業活動によってどれだけの新しい価値が生み出されたかを表した数値。

6. 財政の状況

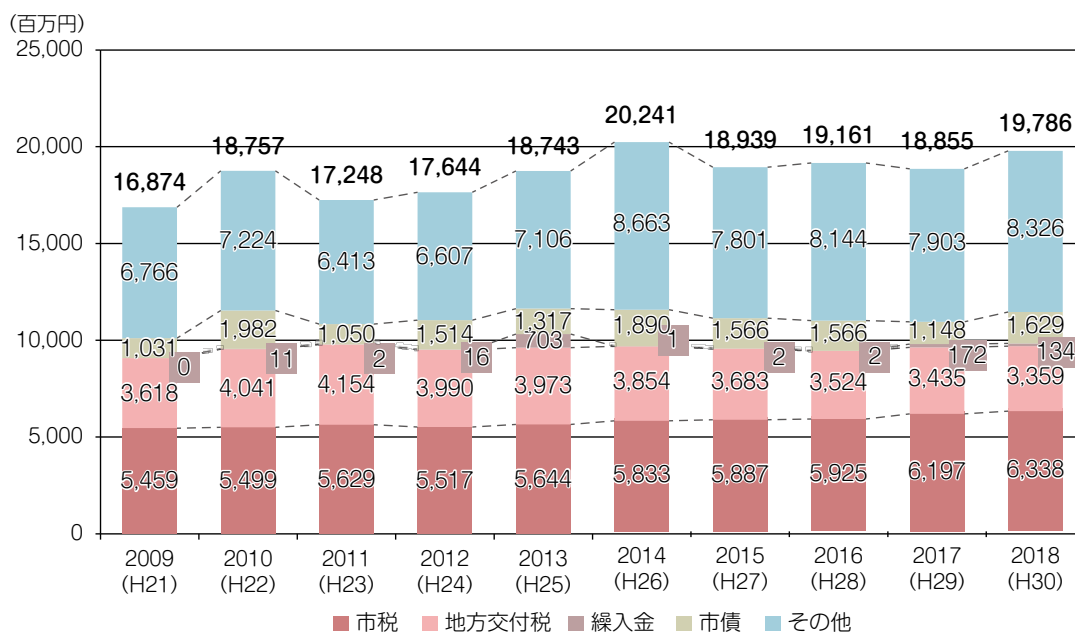
(1) 歳入・歳出

歳入・歳出について、2018（平成30）年度は、2009（平成21）年度と比較して、約30億円増加しています。

増加要素は、歳入では、市税、市債、その他歳入となっており、歳出では、扶助費^{*1}、普通建設事業費、その他歳出となっています。

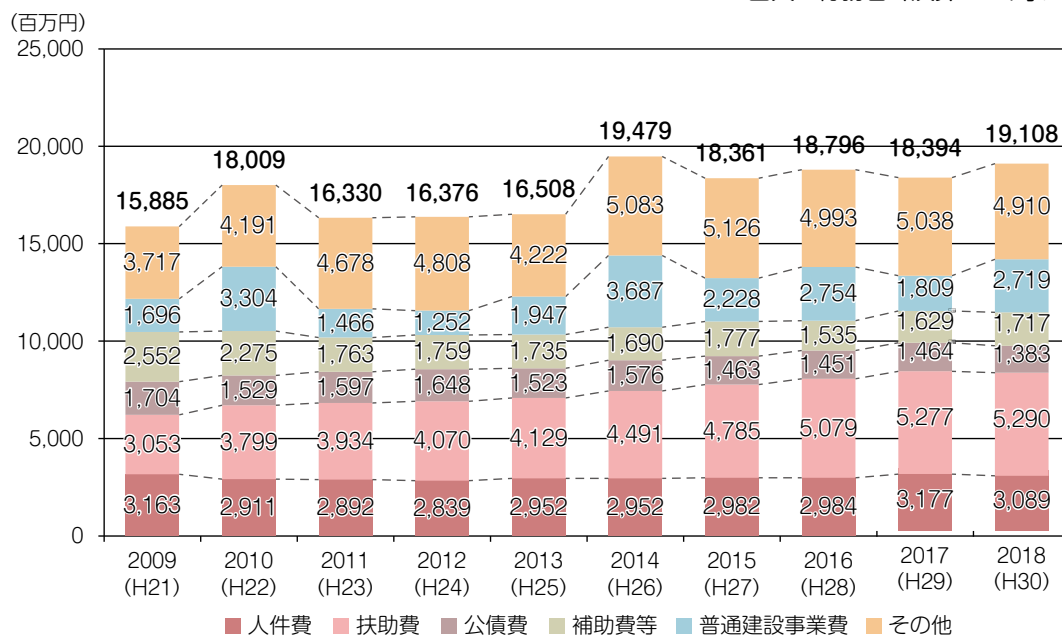
■ 歳入の状況

出典：総務省「決算カード」、市資料



■ 歳出の状況

出典：総務省「決算カード」、市資料



用語解説

^{*1} 扶助費

：生活保護法、児童福祉法などの法令に基づく被扶助者への支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費。

(2) 財政指標

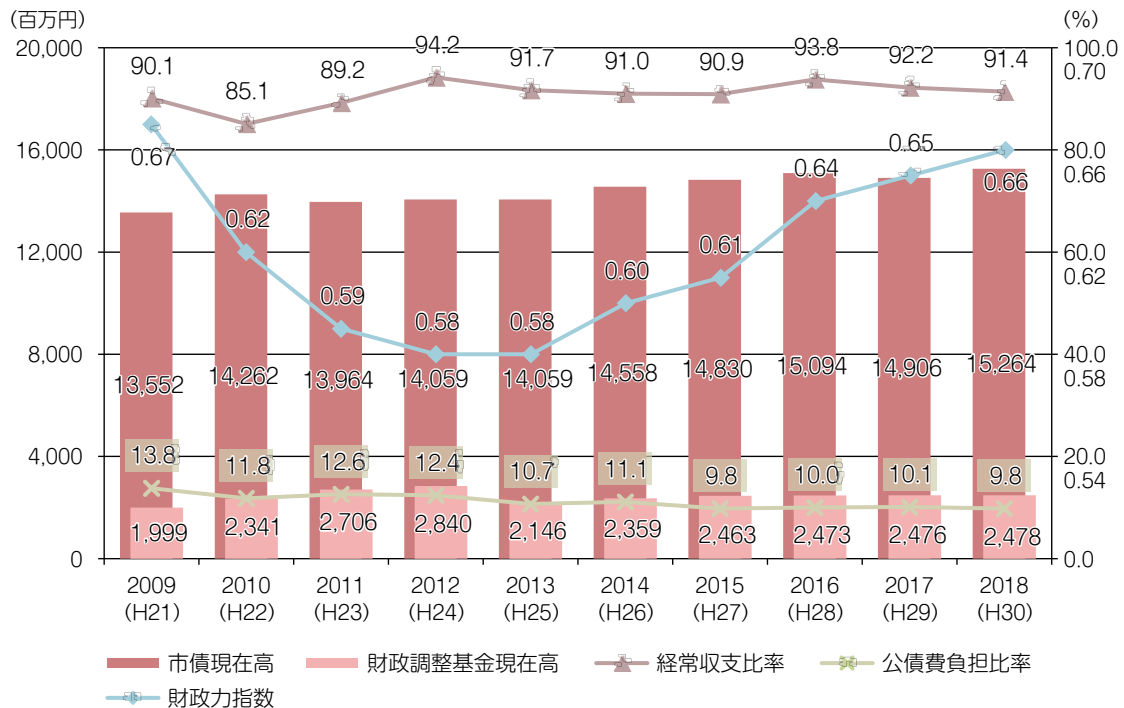
財政構造の弾力性を判断する経常収支比率^{*1}は、90%前後で推移しており、財政構造の弾力性が乏しい状況となっています。借金の返済（償還）に充てる金額割合を示す公債費^{*2}負担比率は、2013（平成25）年度からは10%前後で推移しています。

市債現在高は、地方交付税^{*3}の減少を補てんする臨時財政対策債^{*4}や近年の大型事業によるもの等の発行により増加傾向にあります。今後は、市債現在高の抑制を図る必要があります。

財政調整基金^{*5}残高は、2018（平成30）年度で、24億円となっています。

■ 財政指標の推移

出典：総務省「決算カード」、市資料



用語解説

- ^{*1} 経常収支比率 : 用途を制限されない地方税、普通交付税などの収入に対する人件費や扶助費などの義務的経費の割合。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、柔軟な行政運営ができることを示す。かつては80%程度が適当と言われていたこともあったが、2017（平成29）年度は福岡県内の7割の団体が90～100%である。
- ^{*2} 公債費 : 市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。
- ^{*3} 地方交付税 : 国税の一定割合を財源として、全国どの自治体に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定基準により自治体に交付するもの。
- ^{*4} 臨時財政対策債 : 国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する自治体自らに発行させる地方債。
- ^{*5} 財政調整基金 : 自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。



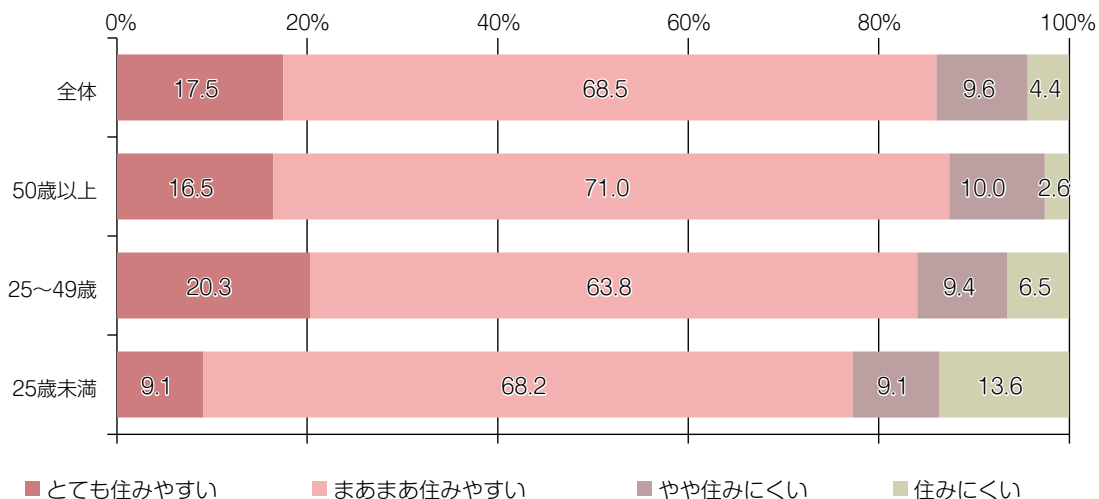
7. 市民意識

(1) 住みよさ

2019（平成 31）年 3 月の調査では、86.0%の市民の方が「住みやすい」（「とても住みやすい」「まあまあ住みやすい」と答えています。

■「筑後市の住みやすさについてどう感じていますか」

出典：市「平成 30 年度まちづくりアンケート」

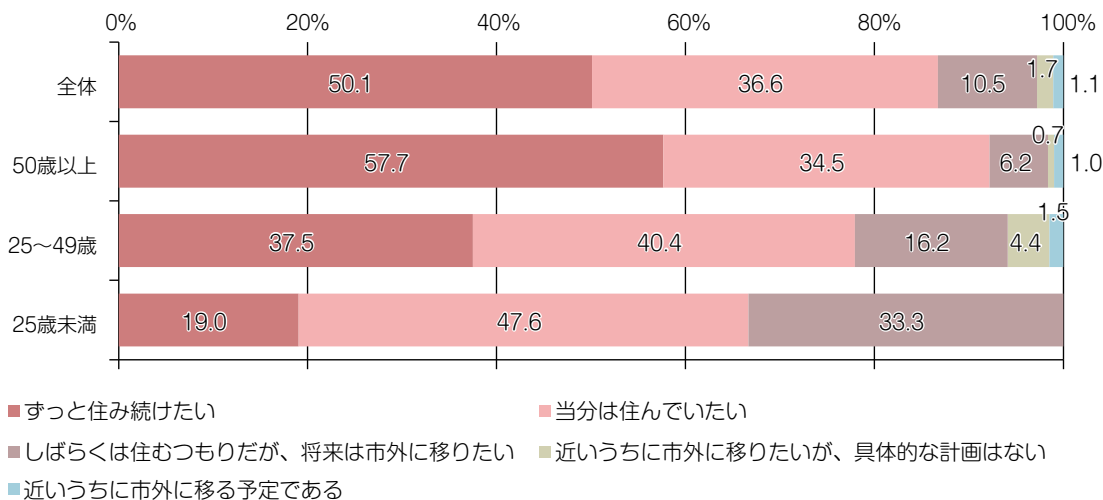


(2) 住みたさ

2019（平成 31）年 3 月の調査では、86.7%の市民の方が「住み続けたい」（「ずっと住み続けたい」「当分は住んでいたい」と答えています。

■「将来も筑後市に住みたいと思いますか」

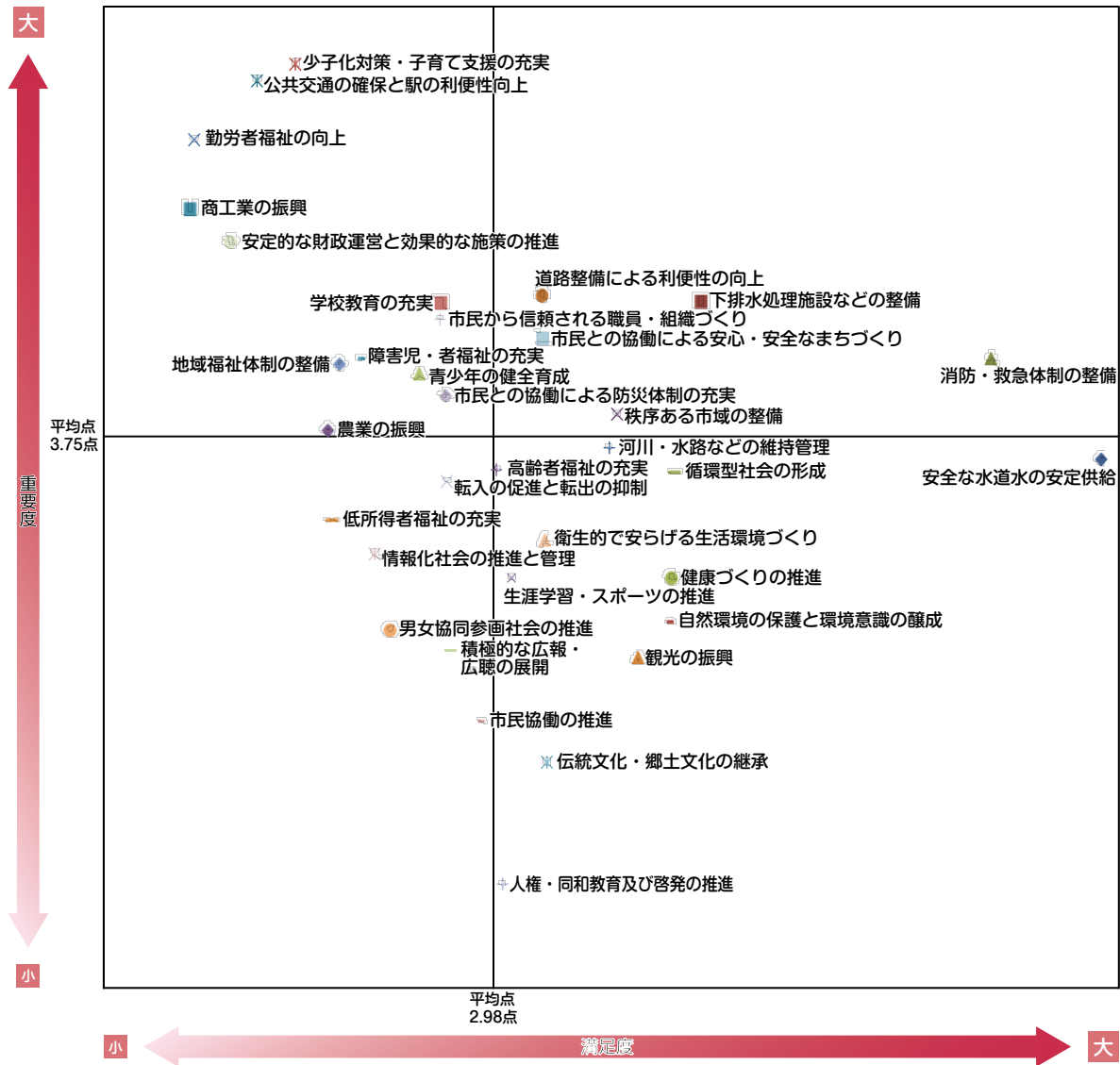
出典：市「平成 30 年度まちづくりアンケート」



(3) 施策別の満足度・重要度

2019（平成31）年3月の調査における市民の方のまちづくりの分野（「施策」）に対する重要度、満足度の分布は下図のとおりです。

重要度が高く、満足度が低い施策は、「少子化対策・子育て支援の充実」「公共交通の確保と駅の利便性」「勤労者福祉の向上」「商工業の振興」等となっています。



出典：市「平成30年度まちづくりアンケート」

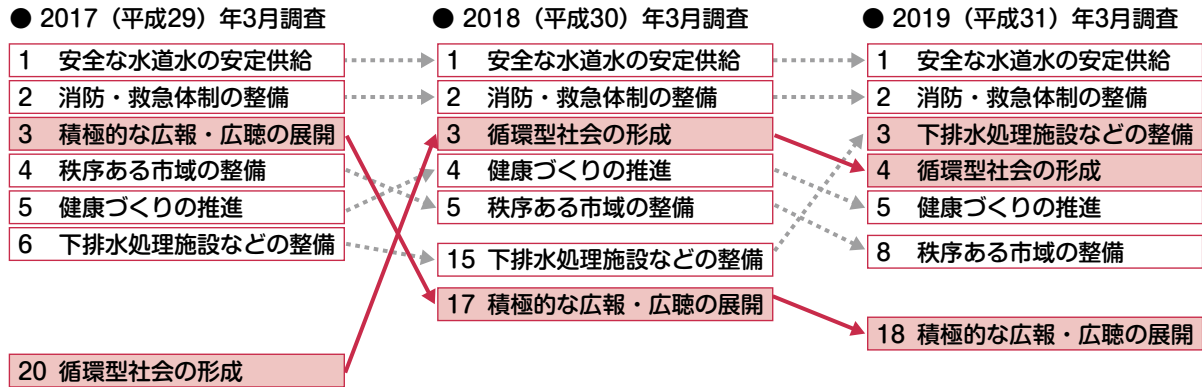


(4) 施策満足度重要度の推移

■ 満足度

3か年（2017（平成29）～2019（平成31）年）の推移では、「循環型社会の形成」が上位となったことが特徴となっています。逆に、「積極的な広報・広聴の展開」は満足度を下げています。

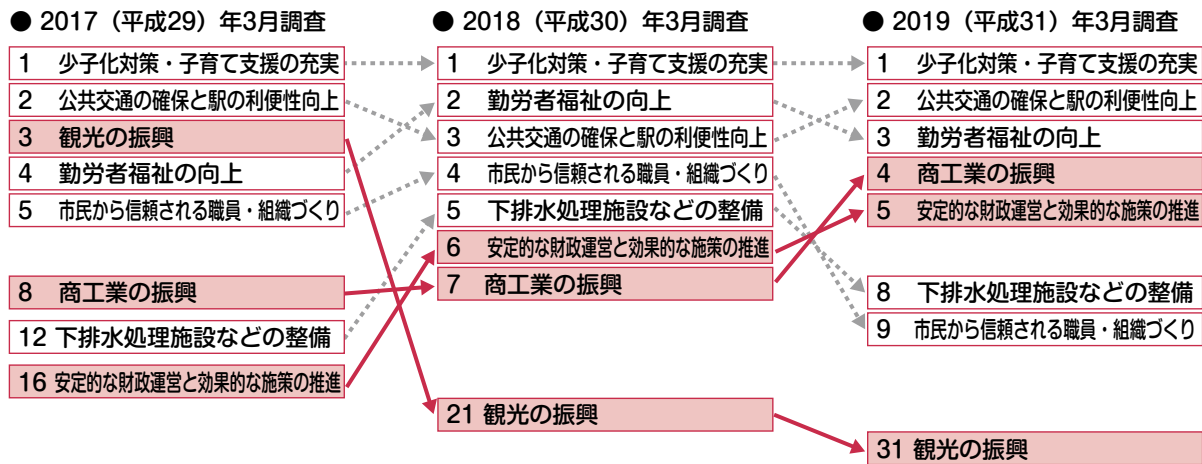
出典：市「平成30年度まちづくりアンケート」



■ 重要度

3か年（2017（平成29）～2019（平成31）年）の推移では、「商工業の振興」「安定的な財政運営と効果的な施策の推進」が上位となったことが特徴となっています。逆に、「観光の振興」は重要度が下がっています。

出典：市「平成30年度まちづくりアンケート」



1. 将来像

恵みの多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、 住みよいふるさと、活気に満ちたまち ちくご

本市は、筑後平野の中央に位置する田園都市で、温暖な気候と肥沃な土地、恵まれた水を利用して、古くから米・麦・イグサ・ナシ・ブドウ・八女茶をはじめとする農業が盛んに行われてきました。

また、古くから西海道が通じる交通の要衝としても栄え、薩摩（坊津）街道は、それぞれの地域の文化をもたらしました。

現在も、市の中央を JR 鹿児島本線と九州新幹線が、東部を九州自動車道が南北に通り、「アジアの玄関口」福岡市までは約 1 時間以内の距離にあります。この交通の便の良さを活かし、たくさんの製造業企業が立地しています。

さらに、2016（平成 28）年春には「HAWKS ベースボールパーク筑後」が開業し、県営筑後広域公園や九州芸文館など筑後船小屋駅周辺の整備も進んでいます。

一方、人口においては、2015（平成 27）年の国勢調査では、これまでの増加基調から減少に転じており、今後は少子高齢化が進むものと思われています。

これまで、総合計画の改訂ごとに将来像も見直してまいりましたが、本来、まちの将来像は、市勢に大きな変化をもたらす事象がない限りは普遍的なものであるべきだと考え、本計画では、1984（昭和 59）年に定めた市民憲章より、市民が願う都市像を採用し、次期計画以降も引き継ぐことといたしました。

この市民が願う本市の将来像の実現に向け、自然環境や立地を活かしながら、いつの時代にも変わることなく受け継ぐべきものは受け継ぎ、経済や社会の変化に即し、果敢にチャレンジして変えていくべきものは変え、限られた行政資源を有効活用し、将来に亘って持続可能で魅力あるまちづくりを進めます。



2. 将来像の達成状況を示すまちづくり指標

まちの^{すうせい}趨勢を表す以下の指標をもって将来像の達成状況を測ることとし、基本計画（特に総合戦略）の実施によりその向上を図ります。

本市の人口	49,173 人
出典：市「住民基本台帳」 2019(H31)年3月31日現在	
生産年齢人口	28,784 人
出典：市「住民基本台帳」 2019(H31)年3月31日現在	
合計特殊出生率 ^{*1}	1.70
出典：厚生労働省「平成29年人口動態調査」による出生データに基づき算出	
社会人口増減数 ^{*2}	126 人増
出典：市「住民基本台帳」 2018(H30)年度	
本市に住みやすさを感じている市民割合 (住みよさ)	86.0%
出典：市「平成30年度まちづくりアンケート」	
将来も本市に住みたいと思う市民割合 (住みたさ)	86.7%
出典：市「平成30年度まちづくりアンケート」	
本市の認知度	407 位 / 1,000 自治体
出典：ブランド総合研究所「地域ブランド調査2019」	
昼夜人口比率 ^{*3}	96.35%
出典：総務省「平成27年国勢調査」	
納税者1人当たり所得	281.2 万円
出典：総務省「平成30年度市町村税課税状況等の調	
市内総生産額 ^{*4}	1,847.5 億円
出典：福岡県「市町村民経済計算」 2016(H28)年度	
地域経済循環率 ^{*5}	97.1%
出典：地域経済分析システム「RESAS」 2013(H25)年	
財政力指数 ^{*6}	0.66
出典：市資料 2018(H30)年度	

用語解説

^{*1} 合計特殊出生率	：1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す値。15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。
^{*2} 社会人口増減数	：転入から転出を差し引いた値。
^{*3} 昼夜人口比率	：夜間に常住する人口（夜間人口）100人当たりの昼間時における人口（昼間人口）の値。
^{*4} 市内総生産額	：1年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額。
^{*5} 地域経済循環率	：生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値。地域経済の自立度を示す。
^{*6} 財政力指数	：基準財政収入額（自治体の標準的な税収入の一定割合により算定された額）を基準財政需要額（自治体が必要とする一般財源の額）で除した値。自治体の財政力を示す。

3. 人口の将来展望

(1) 現状と将来推計

本市は、高度経済成長期に人口減少が加速し1970（昭和45）年に38,688人にまで人口が減少しました。1975（昭和50）年以降は人口増加に転じ、近年まで微増を続け、2010（平成22）年には48,512人とピークに達し、2015（平成27）年には48,339人と減少しました。2018（平成30）年3月の社人研の推計によると、今後人口は減少し2045（令和27）年には、42,681人になるものと推計されており、人口減少率はピーク時と比較して12.0%となる見込みです。

(2) 将来展望

人口の現状や推計を踏まえ、「第二期筑後市人口ビジョン」では、人口の将来展望を次頁のとおり「2045（令和27）年に人口45,000人から46,000人」を目指すこととしました。将来展望の実現には、総合戦略の施策を着実に実施し、施策の効果を出すことが必要であり、そのためには行政をはじめ、市民、地域、団体、企業など市全体で市の課題を共有し、地方創生に向けた取り組みを推進していく必要があります。

(3) 基本的な視点

人口減少対策は、次の3つの基本的な視点から取り組みます。

◆ 福岡市及び関東圏への人口流出の抑制

福岡市への転出超過の状況や国の総合戦略が示す「東京一極集中の是正」という基本方針を踏まえ、本市に住み、働き、豊かな生活を送りたい人を増やし、その希望をかなえられる社会環境を実現します。

◆ 若い世代の就労、結婚、妊娠、出産、子育ての希望実現

本市に住み続けたい若者、結婚したい若者、子どもを2人以上持ちたい夫婦の比率は高く、人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚し、妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境を実現します。

◆ 豊かな資源と筑後市の強みを活かした活性化

交通の利便性や自然環境、農業生産基盤、HAWKS ベースボールパーク筑後など地域資源を最大限活用しつつ、市民が将来にわたって安全・安心で心豊かな生活を営むことができる社会環境を実現します。



◆人口の将来展望

**2045（令和 27）年に
人口 45,000 人から 46,000 人を目指す**

◆人口の将来展望における目標値

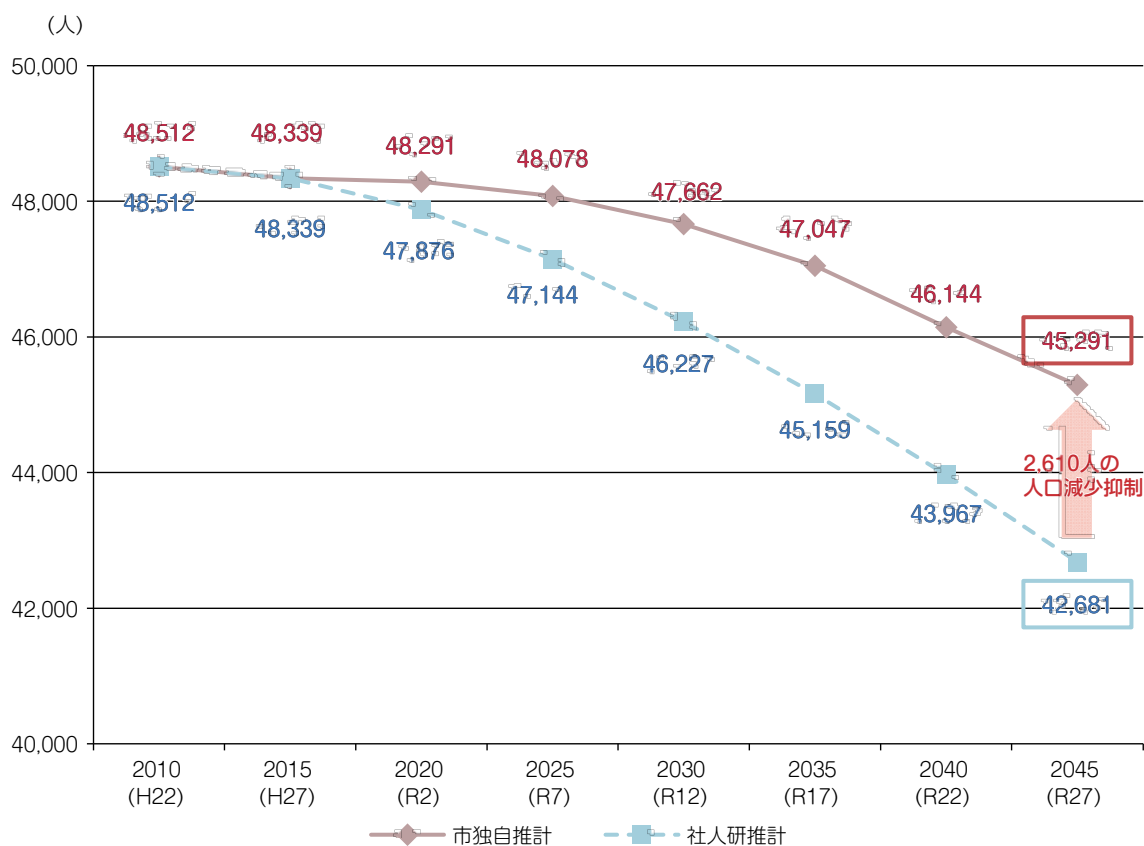
【自然動態】

合計特殊出生率を 2040（令和 22）年に市民希望出生率^{*1}の 1.96、2050（令和 32）年に人口置換水準^{*2}の 2.07 まで段階的に引き上げる。

【社会動態】

2025（令和 7）年までは年 80 人以上の転入超過を維持し、その後緩やかに減少するが、2045（令和 27）年で年 20 人以上の転入超過を維持する。

◆将来人口（市独自推計^{*3}と社人研推計^{*4}の比較）



用語解説

- ^{*1} 市民希望出生率 : 結婚をして子供を産みたいという市民の希望が叶えられた場合の出生率。
- ^{*2} 人口置換水準 : 人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準。
- ^{*3} 市独自推計 : 「社人研推計」を基本に本市が行った人口推計。総合戦略の実施等により人口減少抑制が図られた場合の推計。
- ^{*4} 社人研推計 : 社人研が行った人口推計。

4. 土地利用構想

土地利用の方針

本市の持つ地勢的特性、交通の要衝としての地理的な特性を十分ふまえ、無秩序な開発や用途の混在化を防ぎ、生活環境の豊かさを保つよう、また、地域の活力が維持・向上するように計画的な土地利用を図ります。

(1) 都市的土地利用^{*1}を行う地域

都市計画用途地域^{*2}を含む市街地ゾーン^{*3}や市域軸上の地域は都市的な土地利用を図りながら、立地適正化計画等による居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティ^{*4}形成を推進します。

市街地ゾーン以外の地域であっても本市の置かれている地理的な特性などを生かす視点に立ち、九州新幹線筑後船小屋駅周辺地域、国道209号、旧国道442号、国道442号(バイパス)沿線地域あるいは周辺市町との連絡道である主要地方道及び一般県道の沿線地域については効果的で適切な土地利用を図ります。

(2) 農業的土地利用を行う地域

都市的土地利用を行う地域を除いた農業振興地域内農用地やその周辺地域は、田園ゾーン^{*5}として、農業的な土地利用を図ります。

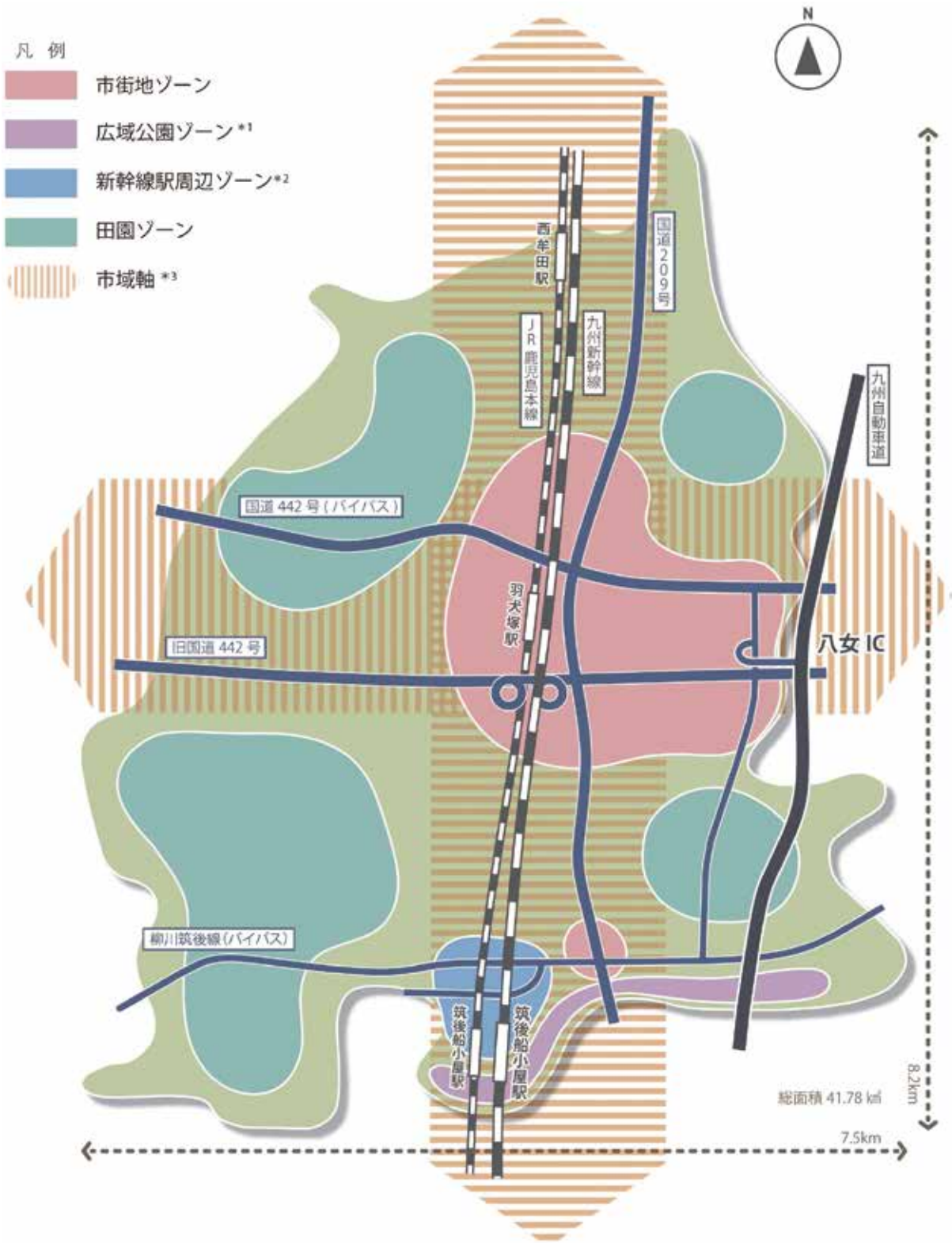
食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場、自然や農業を介した人々の交流の場として、特に営農環境の整備・改善を進める視点に立った土地利用を図ります。

一方、集落内では、水や緑に囲まれた各地区の特性を多彩に生かし、生活の場としての快適性、利便性などを高め、集落機能の維持向上に努めることにより、多世代にわたって定住できる環境を整えていきます。

用語解説

^{*1} 都市的土地利用	: 住宅用地、商業用地、工業用地、道路用地、公園用地などに使用するための土地利用。
^{*2} 都市計画用途地域	: 住居、商業、工業などの建築物を機能的に配置し、建築物の用途や高さなどを規制・誘導し、秩序あるまちづくりを行うための区分。
^{*3} 市街地ゾーン	: 市街地の区域であり、用途地域指定の基本として考えられる区域。
^{*4} コンパクトシティ	: 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市。もしくは、それを目指した都市政策。
^{*5} 田園ゾーン	: 農地の緑地機能を保全する区域。自然環境と調和した田園景観を保全する区域。

< 土地利用構想のイメージ図 >



用語解説

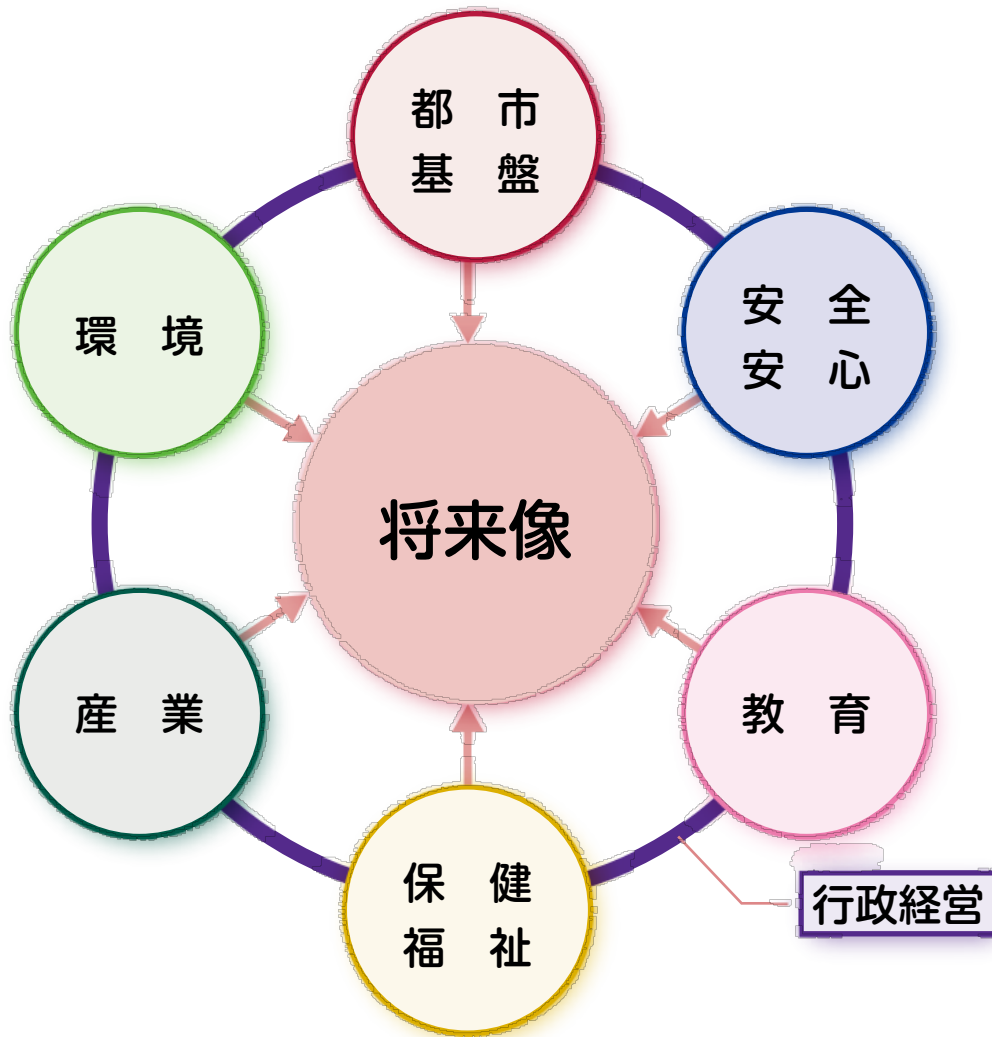
- *1 広域公園ゾーン : 筑後船小屋駅や筑後船小屋温泉郷地域と一体的な整備を図り、自然環境の保全・整備を推進する区域。
- *2 新幹線駅周辺ゾーン : 市街地に準じた区域であり、周辺環境に配慮した市街地の形成を図る区域。
- *3 市域軸 : 市民の生活を支える住居・商業・業務などの都市機能の集積地区や、それらをつなぐ道路・交通の有機的なつながり。

5. 施策の大綱

(1) 政策の設定

「将来像」の実現を目指すため、「政策」という柱を定めます。

本計画では、7つの行政分野に政策を設け、それぞれが以下のように相互連携し、「将来像」の実現に向けて、総合的・計画的に展開させていきます。





(2) 政策の課題と方向性

政策 1

都市基盤に関する政策

～快適に暮らせるまちづくり～

市民生活を支える基盤である道路や橋梁、水路等のインフラ資産は、高度成長期以降に集中的に整備されており今後一斉に更新時期を迎えます。少子高齢社会においては、より効果的かつ効率的な施設機能の維持、維持管理にかかる経費の削減が求められます。

また、公共交通については、交通手段の確保が十分とは言えません。市民アンケートでも、満足度は低く、重要度が高くなっており、公共交通空白地区への対策が求められています。

上記課題を踏まえた施策の実施による「快適に暮らせるまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策 2

環境に関する政策

～環境が守られたまちづくり～

環境にやさしい生活をしている市民の割合が増えず低迷しています。

「地球温暖化」を含む環境問題の多くは、行き過ぎた快適性や利便性の追求による生活様式や産業活動の変化に起因した環境への負荷により生じており、市民、事業者、行政が正しく認識し、環境に優しい地域社会を形成していく必要があります。

また、家庭から排出される1人当たりのごみの量は横ばいで推移しており、無駄の少ない循環型社会の形成に向けた積極的な啓発行動を展開する必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「環境が守られたまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策3**産業に関する政策**

～活気に満ちたまちづくり～

2015（平成27）年度より始まった地方創生の取り組みにおいて、産業振興はその中心であり、2020（令和2）年度からの第二期地方版総合戦略では更なる深化が求められています。

農業においては、全国的に担い手不足が深刻化しており、本市でも課題となっています。引き続き、新規就農者^{*1}の育成・確保等に努めていく必要があります。

また、企業誘致においては、一定規模の用地確保が困難な状況にあります。既存企業の定着支援、創業支援も求められています。

さらには、HAWKS ベースボールパーク筑後や恋木神社などの観光客の滞在時間延長（消費拡大）も課題となっています。

上記課題を踏まえた施策の実施による「活気に満ちたまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策4**保健・福祉に関する政策**

～いきいきと健やかに暮らせるまちづくり～

子育てしやすい環境が整っていると思う保護者の割合は、年々低下しています。

保育所や学童保育所の待機児童の解消をはじめとする子育て支援策の充実・強化を図る必要があります。

高齢化の進展に伴い生活習慣病患者や要介護認定者^{*2}が増加しており、市民の健康増進に関する意識を高め、運動や食生活等の生活習慣の改善、健診等による早期発見・早期治療を促し、介護予防事業の充実を図るなど、健康増進と医療費増大の抑制に努める必要があります。

高齢者、障害者が自立した生活が継続できるように関係施策の充実と合わせて、地域での支え合いを促進するための意識の醸成、体制づくりが求められています。

上記課題を踏まえた施策の実施による「いきいきと健やかに暮らせるまち」を目指したまちづくりを推進します。

用語解説

^{*1} 新規就農者 : 農家以外の出身者だけでなく、農家の跡取りも含め、新たに農業を始めた者。

^{*2} 要介護認定者 : 介護を要する状態であると保険者から認定された被保険者。



政策 5

教育に関する政策

～豊かな人間性と創造性を育むまちづくり～

変化が大きく、先行き不透明な 21 世紀の社会を生きぬくために、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力や学習意欲、多様な人間関係を結んでいく力などを身につけさせることが求められています。このような「生きぬく力」を育むためには、学校規模の適正化をはじめとする教育環境の整備・充実が必要不可欠な状況となっています。

人生 100 年時代を地域社会の一員として、健康的で生きがいを感じながら暮らしていくためには、誰もが生涯にわたって学び、スポーツに親しみ、その成果や活動を繋ぎ広げていくこと、さらには地域の自立と課題解決のために、市民の主体的な参画意識を高め、育むことが重要になっています。また市に対して誇りを持ち、愛着を深めるために、郷土の歴史や伝統・文化を保存・継承し、地域資源として活用するための取り組みも大切です。

お互いの人権を尊重し合う社会を築いていくためには、市民一人ひとりが様々な人権問題を正しく理解し、人権感覚を磨いていくことが必要です。また男女が共に支え合うまちづくりを推進していくために、仕事と生活の両立、女性のキャリア形成支援などの取り組みも求められています。

上記課題を踏まえた施策の実施による「豊かな人間性と創造性を育むまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策6

安全・安心に関する政策

～安全で安心に暮らせるまちづくり～

本市は災害が比較的少ないこともあり、市民の防災体制に対する不満割合は高くはありません。

しかし、近年の全国における大規模災害の頻発状況を考慮すれば、本市も被災した2012（平成24）年7月の九州北部豪雨の教訓等を活かし、これまで以上の防災、減災対策強化の取り組みが最重要課題の一つとなっています。

そのような中、2015（平成27）年度に「逃げ遅れゼロ」をスローガンとした水防法の改正が行われ、多様な関係者の連携体制の構築、市町村長による水害リスク情報（ハザードマップ^{*1}）の周知制度が創設されました。それらを踏まえ、行政における防災、減災対策を充実するとともに、防災、減災において最も重要と言われる「自分たちの命は、自分たちで守る」という自助、共助による取り組みを推し進める必要があります。そのための日常的な啓発活動や地域コミュニティ^{*2}、消防団を始めとする地域における防災体制の構築が求められます。

加えて、消防力強化のための消防組織の広域化も課題となっています。

また、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、空き家の増加や、高齢者を狙った犯罪の増加や高齢者が関わる交通事故への対策も重要となっています。

上記課題を踏まえた施策の実施による「安全で安心に暮らせるまち」を目指したまちづくりを推進します。

用語解説

^{*1} ハザードマップ : 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

^{*2} 地域コミュニティ : 日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとってお互いの連帯感や協働意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を自主的に住みよくしていく地域社会。



政策 7

行政経営に関する政策

～持続可能なまちづくり～

本市の人口は、2015（平成 27）年の国勢調査で 173 人減少しましたが、住民基本台帳における人口は、微増で推移しています。しかし、長年の少子化の影響で出生数は既に微減状態にあることなどから、中長期では減少に向かうことはほぼ確実と思われます。

このような中、扶助費等の社会保障費は増加し続けており、この傾向は今後も続くと想定され、更に人口減少や景気後退による税収減も懸念されます。

そのため、人口減少抑制策を講じつつも、2017（平成 29）年度策定の財政健全化計画等による行政運営の様々な効率化を進め、将来にわたって必要な公共サービスが安定的に供給される地域社会を構築する必要があります。

また、老朽化が進む公共施設の計画的な長寿命化や、施設の運営の効率化、統廃合などを押し進める必要があります。財政健全化等の取り組みは市民への痛みも伴いますが、「将来世代へ負の遺産を引き継がない」ためという説明責任を十分に果たし、市民の信頼を高める職員の行動が求められています。

一方で、行政だけでは対応できないほど今日の市民ニーズは多様化、高度化しており、それらにきめ細やかな対応ができる地域のコミュニティやボランティアの活動支援の強化や、入管法改正に伴う外国人の増加への対応が必要となっています。

また、地方の医師不足の影響を受けている筑後市立病院の医療のあり方についても再検討が必要です。

上記課題を踏まえた施策の実施による「持続可能なまち」を目指したまちづくりを推進することで、各政策の推進や各政策間の調整を図ります。